

福島県指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領

1 指定の申請

(1) 児童福祉法（以下、「法」という。）第 19 条の 9 第 1 項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式 1 により知事に申請する。

(2) 指定を受ける対象は、福島県の区域内（中核市を除く。）に所在する医療機関（病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者）とする。

(3) 知事は、上記（1）の申請があった場合は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果を、別紙様式 4 により申請者へ通知する。

なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とし、指定の決定をした日がその属する月の初日であった場合、当月からの指定とする。

ただし、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定医療機関の指定日を健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関及び同号に規定する保険薬局の指定日とする。

2 変更の届出

(1) 指定医療機関が、その名称及び所在地等、別紙様式 1 の内容に変更が生じた場合は、法第 19 条の 14 の規定に基づき、指定医療機関の開設者等は、別紙様式 2 により、指定を受けた知事に届け出なければならない。

(2) 知事は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には質問や指導を行う。

3 指定の更新

(1) 法第 19 条の 10 の規定に基づき指定医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）は、別紙様式 3 により、知事に申請する。

(2) 知事は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別紙様式 5 により更新申請者へ通知する。

4 業務の休止等

指定医療機関は、児童福祉法施行規則（以下、「規則」という）第 7 条の 36 に基づき、①当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき、②医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条、第 28 条若しくは第 29 条、健康保険法第 95 条又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 72 条第 4 項若しくは第 75 条第 1 項に規定する処分を受けたとき、のいずれかに該当する場合は、別紙様式 6 により、速やかに知事に届け出なければならない。

5 指定の辞退

法第 19 条の 15 の規定に基づき指定医療機関の指定を辞退する場合、指定医療機関の開設者等は、別紙様式 7 により知事に申し出なければならない。

6 公表

知事は、指定医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称等の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第 19 条の 19 の規定に基づきホームページを通じて公表する。

附則

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に作成されている従前の要領及び規則に規定する様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 1 月 3 0 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に作成されている従前の要領及び規則に規定する様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

別紙様式 1

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書

右欄の中から該当するものに○をつけてください。		1 病院・診療所	2 薬局	3 訪問看護事業者
申請施設	名称			
	所在地	〒		
	電話番号			
	医療機関コード			
開設者	住所 ※訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載			
	氏名又は名称			
	代表者 ※訪問看護事業者のみ記載	住所		
		氏名		
標榜している診療科名 ※薬局・訪問看護事業者は記載不要				
<p>上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。</p> <p>また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 住所（法人にあっては所在地）</p> <p style="text-align: right;">氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）</p> <p>福島県知事 様</p>				

※開設者が法人にあっては裏面の役員名簿に必要事項を記載すること。

役員名簿 ※記載欄が足りない場合は別紙により役員名簿を添付すること。

氏 名	職 名

(誓約項目)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

- 1 第 1 号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 2 第 2 号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）、難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 3 第 3 号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 4 第 4 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く）。

 - (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。
 - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。
- 5 第 5 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。
- 6 第 6 号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。
- 7 第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第 4 号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。
- 8 第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。
- 9 第 9 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの。
- 10 第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書

指定小慢医療機関指定年月日			
届出施設	名称	<input type="checkbox"/>	
	所在地	<input type="checkbox"/>	〒
	電話番号	<input type="checkbox"/>	
	医療機関コード	<input type="checkbox"/>	
開設者	住所 <small>※訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載</small>	<input type="checkbox"/>	
	氏名又は名称	<input type="checkbox"/>	
	代表者 <small>※訪問看護事業者のみ記載</small>	住所 <input type="checkbox"/>	
	氏名	<input type="checkbox"/>	
標榜している診療科名 <small>※薬局・訪問看護事業者は記載不要</small>		<input type="checkbox"/>	
役員の氏名等		<input type="checkbox"/>	別紙「役員名簿」のとおり
<p>上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 14 の規定に基づき変更の届出を行います。</p> <p>年 月 日</p> <p>開設者 住所（法人にあっては所在地）</p> <p>氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）</p> <p>福島県知事 様</p>			

※変更がある事項に☑を付すること。

役員名簿 ※記載欄が足りない場合は別紙により役員名簿を添付すること。

氏 名	職 名

(誓約項目)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

- 1 第 1 号関係
申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 2 第 2 号関係
申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）、難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 3 第 3 号関係
申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 4 第 4 号関係
申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く）。
 - (1) 指定を取り消された者が法人である場合
取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。
 - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合
取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。
- 5 第 5 号関係
申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。
- 6 第 6 号関係
申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。
- 7 第 7 号関係
第 5 号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第 4 号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。
- 8 第 8 号関係
申請者が、指定の申請前 5 年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。
- 9 第 9 号関係
申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの。
- 10 第 10 号関係
申請者が、法人でない者で、その管理者が第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。

指定小児慢性特定疾病医療機関 更新申請書

指定小慢医療機関指定年月日 ※現在お持ちの認定通知を確認下さい。		
申請施設	名称	
	所在地	〒
	電話番号	
	医療機関コード	
開設者	住所 ※訪問看護事業者は主たる 事務所の所在地を記載	
	氏名又は名称	
	代表者 ※訪問看護 事業者 のみ記載	住所 氏名
標榜している診療科名 ※薬局・訪問看護事業者は記載不要		
上記のとおり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を更新されたく申請する。 また、同法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。 年 月 日 開設者 住所（法人にあっては所在地） 氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）		
福島県知事 様		

※開設者が法人にあっては裏面の役員名簿に必要事項を記載すること。

役員名簿 ※記載欄が足りない場合は別紙により役員名簿を添付すること。

氏 名	職 名

(誓約項目)

児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。

- 1 第 1 号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 2 第 2 号関係

申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）、難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 3 第 3 号関係

申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 4 第 4 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く）。

 - (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。
 - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。
- 5 第 5 号関係

申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。
- 6 第 6 号関係

申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。
- 7 第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第 4 号の通知の日前 60 日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して 5 年を経過していない。
- 8 第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。
- 9 第 9 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの。
- 10 第 10 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。

別紙様式 4 - (1)
(指定医療機関の指定)

番 号
年 月 日

医療機関の開設者
指定訪問看護事業者 様

福島県知事 印

児童福祉法第 19 条の 9 第 1 項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、 年 月 日付けの指定の申請について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 9 第 1 項の規定により、下記のとおり指定する。

記

1 指定期間

- (1) 指定始期 年 月 日
(2) 指定終期 年 月 日

2 名 称

3 所 在 地

(注意事項)

- 名称、所在地等法第 19 条の 14 及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 34 に規定される内容に変更があった場合には、10 日以内に届け出ること。
- 医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する処分（裏面に掲げる規定によるものに限る。）を受けた場合は、速やかに届け出ること。
- 法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき指定の更新を受ける場合は、指定期間が終了する 3 ヶ月前までに更新を申請すること。
- 指定医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第 466 号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。
- 以下に掲げる規定に基づき処分を受けた場合は、知事に対して届け出ること。
 - 医療法第 24 条、第 28 条、第 29 条
 - 健康保険法第 95 条
 - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条第 4 項、第 75 条第 1 項

別紙様式4－(2)

(指定医療機関の指定をしないこととした場合)

番 号
年 月 日

医療機関の開設者
指定訪問看護事業者 様

福島県知事 印

児童福祉法第19条の9第1項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、 年 月 日付けの指定の申請については、申請内容を審査した結果、指定しないこととしたので了知されたい。

名 称	理 由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、福島県を被告として（訴訟において都道府県（又は市）を代表する者は都道府県知事（又は市長）となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙様式 5 - (1)
(指定医療機関の更新)

番 号
年 月 日

医療機関の開設者
指定訪問看護事業者 様

福島県知事 印

児童福祉法第 19 条の 10 第 1 項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新について

標記に関し、 年 月 日付けの更新の申請について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 10 第 1 項の規定により、下記のとおり指定を更新する。

記

1 指定期間

- (1) 指定始期 年 月 日
(2) 指定終期 年 月 日

2 名 称

3 所 在 地

(注意事項)

- 名称、所在地等法第 19 条の 14 及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 34 に規定される内容に変更があった場合には、10 日以内に届け出ること。
- 医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する処分（裏面に掲げる規定によるものに限る。）を受けた場合は、速やかに届け出ること。
- 法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき指定の更新を受ける場合は、指定期間が終了する 3 ヶ月前までに更新を申請すること。
- 指定医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第 466 号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。
- 以下に掲げる規定に基づき処分を受けた場合は、知事に対して届け出ること。
 - 医療法第 24 条、第 28 条、第 29 条
 - 健康保険法第 95 条
 - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条第 4 項、第 75 条第 1 項

別紙様式5－(2)

(指定医療機関の指定を更新しないこととした場合)

番 号
年 月 日

医療機関の開設者
指定訪問看護事業者 様

福島県知事 印

児童福祉法第19条の10第1項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の更新について

年 月 日第 号をもって申請のあった標記については、申請内容を審査した結果、指定を更新しないこととしたので了知されたい。

名 称	理 由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、福島県を被告として（訴訟において都道府県（又は市）を代表する者は都道府県知事（又は市長）となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙様式 6

指定小児慢性特定疾病医療機関 業務休止等届出書

指定小慢医療機関指定年月日 ※現在お持ちの認定通知を確認下さい。			
届出事項 ※①～④の該当する項目に○をつける		①業務の休止 ③業務の再開	②業務の廃止 ④規則第7条の36第2号に掲げる処分
届出施設	名称		
	所在地	〒	
	電話番号		
	医療機関コード		
開設者	住所 ※訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載		
	氏名又は名称		
	代表者 ※訪問看護事業者のみ記載	住所	
		氏名	
標榜している診療科名 ※薬局・訪問看護事業者は記載不要			
上記のとおり、児童福祉法施行規則第7条の36の規定に基づき届出を行うべき事項が生じたため届け出る。			
年 月 日			
開設者 住所（法人にあっては所在地）			
氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）			
福島県知事 様			

別紙様式 7

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定辞退届出書

指定小慢医療機関指定年月日 ※現在お持ちの認定通知を確認下さい。		
指定を辞退する年月日		
届出施設	名称	
	所在地	〒
	電話番号	
	医療機関コード	
開設者	住所 <small>※訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載</small>	
	氏名又は名称	
	代表者 <small>※訪問看護事業者のみ記載</small>	住所 氏名
標榜している診療科名 <small>※薬局・訪問看護事業者は記載不要</small>		
上記のとおり、児童福祉法第19条の15の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を辞退する。		
年 月 日		
開設者 住所（法人にあっては所在地）		
氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）		
福島県知事 様		